

学長・副学長所見

自己点検・評価報告および学内評価小委員会報告に対し、学長ならびに副学長の所見を以下に述べる。

基準1 理念・目的

本学の建学の理念、教育の精神を具現化する取り組みは、教育、研究、社会貢献の各枠組みの中でデザインする必要がある。これらについては、Sophia20-20-20 で掲げた“個性化ビジョン”の中でソフィアミッションという言葉で表現し、取り組み課題の明示を試みた。短期的ビジョンに対して、その取り組みは着実に進められているものとする。

一方、学内評価小委員会（以下、小委員会）からは、学院の中長期計画と大学の計画がどのような枠組みで計画されるのかという点において、学院と大学との方向性の一致と独立性を明確化するべきとの指摘があった。これについては、Sophia20-20-20 は大学の個性化ビジョンを謳ったものであり、ここに掲げられるすべての取り組み項目は、既に存在するグラウンド・レイアウト下において、大学が果たすべき機能を明示したものである。中長期的な視点からは、グラウンド・レイアウトの更新を見据えて、長期計画企画拡大会議下にある検討専門委員会での議論にこの役割を担わせることが肝要と考える。検討専門委員会には10年単位の長期スパンに対する大学ビジョンを検討し、これと並行して法人ビジョンとのすり合わせ、あるいは独立的に取り組むべき項目の洗い出しなどを行う役割を求めていきたい。

また、小委員会では、大学の特徴（個性）の一つに国際性を挙げて、他大学との差別化についてさらなる検討が必要と指摘されている。多様性のある教育・研究環境については、一定程度目標を達成しつつある。文化的多様性のみならずワンキャンパスに学術的多様性が整う環境は本学ならではのものであり、この環境を活かした教育研究の展開が、重要かつ差別化の有効な手段となるであろう。すなわち、学際的・分野融合的教育・研究の場を整え、その中で多角的、多面的議論が展開されるキャンパスづくりを重視したい。

加えて、学部・学科における専門教育においては、理念の反映をどのように果たすかは重要な課題である。それぞれの部局において、個々の取り組みはなされていると考えるが、さらに二つの事項に留意する必要がある。一つは、学部・学科等の教育と大学の理念との関係性が、学生にもわかりやすいかということである。今一つは、学部・学科等を横断する取り組みを含めて、理念の具現化を実現する具体的な試みの実施である。

教育、研究目的の明確化とともに、成果の可視化も求められる時代にあって、本学の個性を社会に発信しつつ、私たち自身が今一度建学の理念、教育の精神に立ち返る好機会と捉える姿勢が肝要と考える。

基準2 内部質保証

本学では「上智大学自己点検・評価規程」を設け、3～4年ごとに自己点検・評価を行い、学校教育法改正に伴い認証評価が義務付けられてからは、大学基準協会による2度の認証評価を受けてきている（2009年度、2016年度）。これらの情報についても大学ホームページに公表するなど外部発信に努めている。

自己点検・評価の一定のサイクルは達成されている。たとえばカリキュラムについては、学長のカリキュラム・ガイドラインの毎年公表、学部・学科、研究科・専攻等からのカリキュラム案上申における修正点・改善点の報告など単年度のサイクルも一定程度の流れをつくっている。しかし、十分なカリキュラム評価に基づく課題の確認となっているか、学部・学科、研究科・専攻等で行うカリキュラム再編時期と自己評価諸サイクルとのずれはないかなど、見直しの時間単位を調整していく工夫の検討も必要と考える。

また、全学的な内部質保証組織について、学長・副学長打合せによる学内諸指針の判断はあるものの、全学的なPDCAサイクルのマネジメントを自覚的に担う形での組織はない。そのため、屋上屋をかさねないことを重視しながら、学院内事務執行体制との連携、評価（C）を担うIR推進室や経営企画グループとの密な情報交換を可能にするという観点を含んだ仕組みづくりを構築する必要がある。小委員会からの、内部質保証における学生の視点からの意見の取り込みの提言も検討していきたい。

基準3 教育研究組織

認証評価の対象であるなしにかかわらず、教育研究組織の構成が大学の理念・目的と整合しているかは常に検証する必要がある。本学では、学部長会議、全学協議会、教学説明会などがその役割を与えられていると見ることができ、より意識的かつ具体的な検証を目的とした審議・検討の機会を持つことが必要であると考え。一方で、教育研究組織についての中長期計画の立案は、学院の下に置かれているアカデミック・プラン等検討専門第1委員会およびアカデミック・プラン等検討専門第2委員会に課された役割でもある。しかし、将来計画の検討については、学部長会議のような教学組織の会議体と役割分担が必ずしも明確ではない。基準2の所見でも述べた点に留意しながら、内部質保証のPDCAサイクルを統括する体制を構築することで、計画・実施・検証・改善が有機的に行われるようにすることが喫緊の課題である。

研究所については、大学の研究成果を広く外部に発信するとともに、そこで得られた知見を教育に反映させる重要な役割を負っている。研究所の組織形態としては、学院または大学が設置する附置研究所、および研究機構に属する常設研究所と時限研究所があり、それぞれ学問の動向や社会変化に合わせながら本学の理念・目的に沿って研究を行っている。研究機構に属する研究所の評価に関しては、新たに統一的な報告書の形式を作成し、研究成果の見

える化を図るように改善した。一方で、研究所の組織的あり方については、小委員会から指摘されているとおり、附置研究所の設置基準に関して検討すべきであり、あわせて、附置研究所と研究機構内の研究所との関係を明確にすることも課題として認識している。

基準4 教育課程・学習成果

大学の個性化を目指す Sophia20-20-20 を実現するため、現在大学全体の教育体系の見直しを行っている。ワンキャンパスのメリットを活かし、全学共通科目と学部・学科等の科目をより有機的に連携させるとともに、卒業後も学び続ける力を養成するカリキュラムの構築を進めている。3つのポリシーは2016年度に大きく整理し、2018年度にさらに全体の内容・表現に統一性を持たせるための修正を行うなど、常に検証・改善を行ってきたが、この教育体系の見直しにあわせて再度見直しを行う予定である。「学内評価報告書」の指摘にあるように、ポリシー案は関連する複数部署によって作成されているが、2018年度の見直しでは、最終的なポリシー案を学部長会議において検討し、極力整合性を図るようにした。しかし、学科・専攻によるばらつきやポリシー間の一貫性に検討の余地があることは否めず、次回見直しの際の課題として認識している。

教育課程の編成におけるP D C Aサイクルでのカリキュラム・ガイドラインの位置づけが明確でないとの指摘があった。毎年のガイドラインは、グランド・レイアウトに基づいた教学計画を踏まえて、重点項目を定め、これらカリキュラムに反映させることを学長が指示するものである。その意味では大きな計画(P)に基づいた年度ごとのPを掲出し、実施・実行(D)につなげていると言える。一方で、上記基準2「内部質保証」の項で述べたとおり、評価(C)に基づく課題の確認や学部・学科、研究科・専攻等で行うカリキュラム再編時期と自己評価サイクルのタイミングを調整し、改善(A)につなげていく仕組みが整備され、内部質保証の大きなP D C Aのサイクルに組み込む必要があるため、今後検討していきたい。

このような教育課程のP D C Aサイクルが実効性を持つには、学修成果を測る指標の設定が求められる。また、指標に基づいて実際の成果を評価する制度を構築する必要もある。一方で、何を指標とするかは難しい問題であり、外部有識者を招いてのFD活動、経済協力開発機構(O E C D)の学修成果指標の研究、他大学との情報交換を行いながら、本学に適した制度を検討しているところである。

基準5 学生の受け入れ

アドミッション・ポリシーの設定、諸入試制度の企画・分析・実施、適切な入学定員管理など、学生の受け入れに関連して、一定程度の達成が確認できる。しかし、アドミッション・ポリシーに見合った入試体制・入試結果が達成できているかには検証が必要であり、また、

上記基準4へのコメントで述べたように、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの一貫性についても継続的な見直しが必要である。また、2021年度入試からは、一般入試の新方式の適切な実施と効果検証、教職員の負担のあり方を考慮し、特別入試も含めた入試体制全般の見直しを進めていきたい。

小委員会からの提言にもある特別な配慮を必要とする受験生への対応は、入試自体の情報にとどまらず、修学環境の情報も含めた体系的な提供を考えていくことが必要となる。同じく、大学院での社会人受け入れの提言については、長期履修制度もひとつの方法としながら、柔軟な支援の可能性について検討していきたい。

基準6 教員・教員組織

各学科・専攻等で作られた3年間の人事計画に基づいて個別の人事を進める方式をとりながら、大学全体の教員人事における分野、年齢等のバランスを学務担当副学長と学科・専攻等と協議のもと進めている。現在進めている学部の教育体系の見直しでは、ワンキャンパスの特性を活かすために、学部・学科等の科目と全学共通科目の有機的な連携を図ることで人的な教育資源を有効に活用するための教員配置を検討していきたい。

また、学内でのFD活動の情報共有の不足については前回認証評価でも指摘された点である。指摘を踏まえ、『FDだより』の発行や学内FDホームページの充実、学部・研究科等とFD委員会共催による全教員向けFDの開催など工夫を重ねてきている。内部質保証体制の構築と教育体系の見直しを契機に、FDを統括する部門の設置について検討していきたい。

基準7 学生支援

本学で学ぶ学生に対する様々な支援は、学生局を中心に行われている。生活支援、経済支援、課外活動支援は学生センター、健康管理は保健センター、対人関係の悩みやメンタルヘルス等に関する支援はカウンセリングセンター、そしてキャリア形成や就職に関する支援はキャリアセンターが、それぞれ中心となって取り組んでいる。

各センターは同じ学生局内にあり、重複する問題に対する支援については、適宜連携しながら進められているが、支援が必要な学生が年々増加傾向にあり、必ずしもすべてのニーズに応えられているとは言い難い。

近年、特に課題となっているのは、重度の障がい（身体および精神）を持つ学生や留学生の増加に伴い、より専門的な支援内容が期待されていることであるが、この問題に対しても十分に対応できているとは言えない状況が続いている。

グラウンド・レイアウト2.1では、喫緊の課題として、増加する障がい学生や留学生への支援のあり方が掲げられており、2019年度は学生総務副学長および学生局長の下にワーキン

グループが立ち上げられ、2020年3月末までに「今後の支援の在り方」に関する報告書をまとめる予定となっている。

基準8 教育研究等環境

教育研究環境の整備に関する方針は、「自己点検・評価報告書」に記載されているように、ランド・レイアウト2.0およびランド・レイアウト2.1に明記されている。具体的な計画はフィジカル・プラン等検討専門第1および第2委員会で検討・立案したうえで実行しているが、長期的な視野でキャンパス全体をどのように整備していくのか、より時間をかけて議論を尽くしていきたい。

2019年度は、ネットワーク環境の整備やICT機器の導入、COM教室やCALL教室の充実が進められ、教育に関する環境が改善された。また、研究活動に関しても、「自己点検・評価報告書」の中で指摘されているように、ソフィア・オープン・リサーチ・ウィークが成果報告を学内外に発信する機会として定着してきた。教員が研究を進めていくうえで学術情報局研究推進センターの役割が年々大きくなってきており、科学研究費等、外部資金の獲得に向けて丁寧な支援がなされていることは強調しておきたい。

図書館・学術情報サービスに関しては、特に中央図書館の機能は充実しており、研究機構に属する研究所も書籍の配架フロアに合わせて配置するとともに、各研究所に関連する分野の図書を所蔵することで、教育研究の利便性を図っている。また館内にはグループ学習室やラーニング・コモンズを配置して、学生の学習環境が整備されている。また、学部・研究科の該当分野の電子ジャーナルや電子ブック、データベースを優先的に購入し、館内及び学内で閲覧できる環境を整備している。ただし、電子ジャーナルの価格の高騰が問題となっており、これまでもいくつかのジャーナルの削減を行ってきたが、抜本的な改革の必要性を感じている。

研究に対する基本的な考え方は、研究者の自主性に基づく学術研究の健全な発展を目指すとともに、研究成果の教育及び社会への還元を図ることである。また、軍事的安全保障・デュアルユースを目的とした研究は実施しないことを明示し、安全保障貿易管理に関しても規程・ガイドラインを作成し、全学的に適正な運用を行っている。さらに、研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、全構成員（教員、職員、学生）を対象に、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を一体として実施している。

研究評価に関しては、研究評価委員会が設置され学術研究特別推進費などの大学が重点的に進める研究課題の評価を行っている。また、私立大学研究ブランディング事業に関しては、研究評価と広報評価を並行して行い、全体を私立大学研究ブランディング事業運営委員会において検証している。

基準9 社会連携・社会貢献

本項目で取り上げられる学外組織との適切な連携体制、教育研究活動の推進、地域交流、国際交流事業について、本学の現状では実に多様な取り組みがあるが、それらの根幹にあるのは、学問研究および社会貢献を通じて、人間の尊厳（Human dignity）を脅かす、「貧困、環境、教育、倫理」に関する課題の解決に貢献するということである。そこでは、世界中に広がるイエズス会教育機関との連携をはじめ、国際化やグローバル化が進む高等教育において展開される国際教育連携やネットワーク構築を活かし、国際社会における次世代の担い手の養成を図ると同時に、国内の関係機関との連携や、地域社会やキャンパスのコミュニティにおける「内なる国際化」も視野に入れ、産学連携や高大連携を含めた教育研究活動が志向されてきた。その意味では、本学における社会連携・社会貢献は、与えられた課題として行うものではなく、本学独自の存立意義であるとともに優位性でもある。

他方、今後の社会連携・社会貢献を展開するうえでは、Society5.0 といった考え方に示されるとおり、グローバル化や国際化、高度情報化によって急速に変化する社会のあり方や特徴を把握し、教育に求められる役割の変化を踏まえたうえで、その方策や内容が多様化していることを視野に入れることが重要であると考え。そのためには、学外組織との適切な連携体制、教育研究活動の推進、地域交流、国際交流事業といった一見すると全く異なる多様な活動を横につないで実施する部署間の協力が重要である。現在、本学ではこれらの活動は、プログラム別に多部署がそれぞれ主管するケースが多いが、たとえば海外ボランティア活動をプログラムとして実施するという場合、学事センターやグローバル教育推進室、学生センター等の各部局の有機的な協働が必要不可欠である。その意味では社会連携・社会貢献の適切性にかかる点検・評価においても、各部署の取り組みへの見直しとともに、部署間の連携をどう図るかを常に問うていきたい。

基準10(1) 大学運営

課題として指摘された検証システムの不十分さについては、真摯に取り組む必要があると考えている。業務の多様化とこれに取り組む体制づくりは最上位の課題であると認識しているが、大学において必要な変化を遂げるためには、一時的であれ人的、財政的投資は必至であり、この理解について法人にも求めていきたい。一方で、大学運営の面からは、部局と執行部の意思の疎通、透明性の確保を重要課題として取り組んでいく。「教学の方針・進捗に係る説明会」などの機会だけでなく、部局個別の情報交換、意見交換の場を重視したい。また、取り組み事項の多様化は、部局間連携が一層の重要性を持つことを意味している。この意識改革や体制づくりも欠かせないことと認識している。

基準10(2) 財務

大学の運営は、現状の安定的財政基盤に基づいて設計、計画されている。今後、社会の変化、志願者の志向の変化、受入れ社会の要請などの外的要因への対応などに対しても、大学は新たな取り組み、チャレンジを必要とする。「学内評価報告書」の指摘にもあるように、大学の独立的な予算措置を一部導入することは、大学の取り組みスピードに大きな貢献を果たすものとする。また、予算措置の柔軟性についても十分な検討を行いたい。IRなどにより、大学、学部・学科、センター等の現状に対する客観的な評価が明確化される時、それに応じた創意工夫の対応を促したい。そこでは、一時的、限定的なものも含めて、予算措置を必要とすることは必至である。様々な評価にさらされ、検証や可視化などの自助努力が求められる中で、本学が建学の理念、教育の精神に則った信頼される大学であり続けるためには、大切に残し続ける伝統と、新たな挑戦による価値の創出を両立させる必要があり、そのためには一時的財源の投入などについても一考の余地がある。当然のことながら、大学運営経費には一定の財源枠があるので、大学における取り組みの重点化、選択などについての戦略的配慮が必要と考える。

以 上